

「時之栖伊豆温泉村
フィットスパ倶楽部」会員規約

平成 30 年 2 月 20 日改定

(名 称)

第 1 条 本倶楽部は「時之栖伊豆温泉村フィットスパ倶楽部」（以下、「本倶楽部」という）と称します。

(所在地)

第 2 条 本倶楽部の所在地は、静岡県伊豆市瓜生野 4 1 0 - 1（百笑の湯内）とします。

(目的)

第 3 条 本倶楽部は、倶楽部活動を通じて会員の健康長寿や生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦を深め、明朗健全な会員制倶楽部とすることを目的とします。

(入会契約の締結及び手続き)

第 4 条 本倶楽部は会員制とし、入会に際して以下の手続きをとるものとします。

1. 本倶楽部に入会しようとする方は、本規約及び細則に基づき入会契約を締結しなければなりません。
2. 本倶楽部は、第 1 項に基づく入会に際して、本規約及び細則等を書面にて交付するものとします。
3. 本倶楽部への入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、本倶楽部の承認を得たうえで細則に定める入会金及び会費等を本倶楽部に納入することで、別途定める利用開始日から施設等の利用ができるものとします。

(会員の入会資格)

第 5 条 本倶楽部の入会資格は、以下のとおりとします。なお、本倶楽部はその自由な裁量により入会申し込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

1. 満 **16** 歳以上で、本規約、細則及び第 3 条に定める目的を実現するために本倶楽部が定める諸規定を遵守する方。
なお、未成年者の場合は、親権者全員の同意を必要とします。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本倶楽部の諸施設の利用に耐えうると認められた方。
なお、健康状態に疑義のある方及び 70 歳以上の方については診断書を提出していただく場合がありますのでご了承ください。
3. タトゥーや刺青等（大きさ、種類問わず）をしていない方。
4. 暴力団関係者でない方。

(会員証)

第 6 条 本倶楽部は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、本倶楽部及び百笑の湯施設を利用するときは会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします。
3. 会員証は本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本倶楽部に届け出、再発行の手続きをとるものとします。
なお、この場合、細則に定める **再発行手数料をお支払いいただきます**。
5. 会員が本倶楽部を退会するときは会員証を速やかに返還するものとします。

(会員名義の変更)

第 7 条 会員は如何なる場合もその会員資格を他に譲渡、担保提供、その他これに準ずる処分をすることはできません。

(入会金の取り扱い)

第8条 入会金は、第18条第2項及び第19条第2項以外の場合には、会員に返還しないものとします。

なお、コース変更は入会后1年経過以降であれば、入会金の差額をお支払いいただくことで1ヶ月単位で変更できますが、差額をお返しすることはできません。

(会費の取り扱い)

第9条 会費の取り扱いは以下のとおりとします。

1. 会員は入会時に細則に定めるコースのうちから、いずれかを選択するものとし、選択したコースの会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により毎月支払うものとします。
2. 会費は、第19条第2項及び第11条第4項(2)以外の場合には、会員に返還しないものとします。

(会費、利用料の変更)

第10条 本倶楽部は、会費または利用料が不相当なものとなったと合理的に判断される場合これを変更することができます。

この場合、本倶楽部は2ヶ月前までに会員に告知するものとします。

(営業時間・休業日の変更・臨時休業)

第11条 営業時間・休業日の変更・臨時休業等については以下のとおりとします。

1. 本倶楽部は諸般の事情により営業時間・休業日等を変更する場合があります。
2. 本倶楽部は、次の事情により、施設の全部、または一部を臨時に休業または使用制限することがあります。
 - (1) 天候・地変等やむを得ない事情により本倶楽部を開場できないとき
 - (2) 施設の清掃・補修または改修をするとき
3. 本倶楽部は、第1項及び第2項(2)の場合、速やかに会員に告知するものとします。
4. 本倶楽部が第2項(1)または(2)の理由により本倶楽部を長期間休業した場合の会費は次のとおりとします。
 - (1) 月間5日間未満休業した場合は、所定の会費をいただくこととし、返還はいたしません。
 - (2) 月間5日以上休業した場合は、「(休業日数-4日) × (月会費 ÷ 30)」(1円未満の端数切り捨て)を翌月末までに登録金融機関口座に振り込み返還いたします。

(会員の変更事情)

第12条 会員は住所、連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を所定の書面にて本倶楽部に届け出るものとします。

(休会及び復会)

第13条 会員は、長期出張または傷病、その他やむを得ない理由により、本倶楽部を休会することができます。

1. 会員は、休会する場合は会員証を添付のうえ所定の書面により本倶楽部に休会届を提出するものとします。
2. 休会は6ヶ月以内とし、予め休会期間を設定します。
3. 休会期間中は会費の支払いを免除されます。会費の免除は前月の10日までに休会届を受理した場合はその翌月から免除されるものとし、前月の11日以降の場合は翌々月から適用されるものとします。
4. 休会の期間中は細則の定めるところにより休会費をお支払いいただきます。
5. 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその翌月から所定の会費をお支払いいただきます。
5. 会員は、休会期間中に復会するときは所定の書面にて復会届を本倶楽部に提出するものとし、復会時より所定の会費をお支払いいただきます。

(ビジターの利用)

第14条 本倶楽部は、会員の施設等利用の妨げにならない範囲で、以下の場合に限って会員以外であってもビジターとして倶楽部を利用することを認めるものとします。

1. 本倶楽部はビジターの人数を制限したり、施設の利用範囲及び利用時間等を制限することができることとします。
2. ビジターは、本倶楽部の利用に際して細則が定める所定のビジター料金を支払うものとします。

(施設利用できない者)

第15条 次の事項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

1. タトゥーや刺青等（大きさ・種類問わず）のある方
2. 暴力団関係者
3. 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方、またはこれらの疾病を有していないと本倶楽部において明白に判断できない方。
4. 飲酒などにより正常な施設利用ができないと認められた方
5. 医師により運動を禁じられている方
6. 本倶楽部もしくは百笑の湯の施設を破損し、または他の施設利用者に迷惑をかける恐れがあるなどの理由で本倶楽部が不相当と認めた方

(会員の賠償責任)

第16条 会員並びにビジターが本倶楽部及び百笑の湯の施設を利用中に、自己の責任に帰すべき事由により本倶楽部又は百笑の湯、あるいは第3者に損害を与えた場合は速やかにその賠償をしなければなりません。

(本倶楽部の免責)

第17条 会員ならびにビジターが本倶楽部及び百笑の湯の利用に際して生じた人的・物的事故において損害を蒙った場合、本倶楽部に過失がある場合を除き本倶楽部は責任を負いません。

(退 会)

第18条 会員が本倶楽部との契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、所定の書面にて本倶楽部に「退会届」を提出するものとします。

- (1) **10日まで**に会員からの「退会届」を受理した場合は、当月末に退会するものとし、翌月以降の会費はいただきません。
- (2) 11日以降に会員からの「退会届」を受理した場合は、翌月末に退会するものとし、翌々月以降の会費はいただきません。

(本倶楽部からの契約解除)

第19条

1. 本倶楽部が、規約及びその他の諸規則の改定について同意を得られない等やむを得ざる事情により会員との契約を解除させていただく場合は、2週間前までに書面にて会員に契約解除を通知するものとします。
2. 本倶楽部から会員との契約を解除させていただいた場合は、下記区分にしたがって入会金の一部を返還するものとします。
 - (1) 入会から3ヶ月未満の場合は入会金の50%を支払います。
 - (2) 入会から4ヶ月以上6ヶ月未満の場合は入会金の30%を支払います。
 - (3) 入会から6ヶ月以上の場合は、解約金は支払いません。

(会員資格の喪失)

第20条 会員は次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約は終了するものとします。

1. 死亡
2. 除名
3. 退会

(会員の除名)

第21条 会員において、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、本倶楽部は会員資格を一時停止または除名することができます。

1. 会員が、入会に際して虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき
2. 本倶楽部及び百笑の湯の名誉を毀損したり、他の会員及び利用者に著しく迷惑となる行為があったとき
3. 会費その他の諸支払いを2ヶ月以上滞納し、支払の督促に応じないとき
4. 本倶楽部および百笑の湯の施設、設備を故意に破損したとき
5. 本倶楽部および百笑の湯内において、本倶楽部の許可を得ずに商行為や政治活動、宗教活動を行ったとき
6. その他本規約およびその他の諸規定に違反したとき

(会員名簿)

第22条 本倶楽部は倶楽部の運営にあたり会員名簿を作成しますが、会員は自らの部分を除き閲覧することはできないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第23条 本倶楽部は、お預かりする個人情報（個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができると思われるもの）に対する保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法律およびその関連法令に従い個人情報の保護に努めます。

(諸規則の遵守の義務)

第24条 会員および本倶楽部は本規約およびその他の諸規定を遵守するものとします。

(本規約及びその他の規定の改正)

第25条 本規約の改正ならびに細則の制定及び改正は本倶楽部がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

1. 本倶楽部は、本規約及び細則を改正する時及び重要案件に係る諸規定を改正するときは、事前に内容を会員に通知するものとし、変更後の会員規約、細則を会員に交付するものとします。
2. 本倶楽部は諸規定の軽微な案件に係る改正をするときは、その内容を倶楽部内の所定場所に掲示するものとします。

「時之栖伊豆温泉村
フィットスパ倶楽部」会員規約細則

「時之栖伊豆温泉村フィットスパ倶楽部」会員規約細則

平成 24 年 12 月 8 日施行

(入会金)

入会金は入会時及び入会後の各種手続き（会員証の発行、月会費引落とし手続き等）の経費として、お申し込みいただいたコースに応じて、別表に掲げる額を入会時にお支払いいただきます。

(会 費)

お申込みいただいたコースに応じて、別表に掲げる額をお支払いいただきます。

1. 会費はご契約時に登録していただく金融機関口座（以下、「口座」といいます）から 1 ヶ月単位で引き落とさせていただきます。
2. 口座からは毎月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に翌月分の会費を引き落とさせていただきます。
3. 入会時に口座からの引き落とし手続きが間に合わない場合は、入会時に現金でお支払いいただきます。
4. 月途中で入会の場合の入会月の会費は、当月の 8 日までに入会の場合は全額、9 日以降に入会の場合は 1 日あたりの日数計算により入会日に現金でお支払いいただきます。
5. 提出遅れや印鑑相違、あるいは書類不備などにより金融機関への引き落とし手続きが遅れ、引き落としがでなかった場合は、当月の 27 日までに翌月分の会費を現金にてお支払いいただきます。

なお、会費のご入金がなかった場合等には、施設の利用を制限させていただくことがありますのでご了承ください。

(各種届け出手続き)

下記の届け出は必ず本倶楽部フロントにて書面にて届け出てください。

やむを得ない事情により会員ご自身が来館できない場合は代理の方でも結構ですが、**お電話での受け付けは一切いたしません**のでご了承ください。

1 「変更届け」

本倶楽部へお届けいただいた住所等に変更があった場合は「住所等変更届」を提出してください。

なお、口座の変更の場合は、別表に掲げる手数料をいただきます。

2 「休会届」

1 ヶ月以上に亘って施設の利用を休止される場合は、利用休止される月の**前月 10 日までに**「休会届」を提出してください。

3 「復会届」

休会されていた方が復会される場合は「復会届」を提出してください。

復会後は通常会費を口座から引き落とさせていただきます。

4 「退会届」

退会される場合は「退会届」を提出してください。

- (1) 10 日までに「退会届」を提出した場合は、当月末に退会するものとし、翌月以降の会費はいただきません。
- (2) 11 日以降に「退会届」を提出した場合は、翌月末に退会するものとし、翌々月以降の会費はいただきません。
- (3) 「退会届」の提出がない場合は、施設利用の有無に拘らず毎月の会費を口座から引き落とさせていただきます。(会員制をとっておりますのでご了承ください)

(コース及びご利用範囲・時間等)

ご利用いただけるコース、コースごとのご利用範囲・時間等は別表のとおりとなります。